

(第一類 第五号)

第五回國會 法務委員會 會議錄 第十三号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事金原 舜二君

理事小玉 治行君 理事高木 松吉君

理事小野 孝君 理事栗木 作次郎君

理事吉田 安君

押谷 富三君 佐瀬 昌三君

田嶋 好文君 古島 義英君

牧野 寛索君 松本 弘君

眞鍋 勝君 武藤 嘉一君

猪俣 浩三君 上村 進君

大西 正男君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(調査意見第一局 岡咲 忍一君)

(少年矯正局長) 齋藤 三郎君

法務廳事務官 齋藤 三郎君

委員外の出席者

法務廳事務官 吉田 昂君

專門員 村 教三君

專門員 小林 貞一君

四月二十八日

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出第六〇号)(参

議院送付)

公判前の証人等に対する旅費、日

当、宿泊料等支給法案(内閣提出第

九四号)(参議院送付)

刑事訴訟費用法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九五号)(参議院送

付)

司法警察職員等指定懸賞措置法等の

一部を改正する法律案(内閣提出第

第一類第五号 法務委員會會議錄 第十三号 昭和二十四年四月二十八日

九九号)(参議院送付)

会社等臨時措置法等を廃止する政令

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一〇八号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

公聴會開會に關する件

委員派遣承認申請に關する件

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九七号)

人権擁護委員法案(内閣提出第二

三三三)

犯罪者予防更生法案(内閣提出第一

二四四)

犯罪者予防更生法施行法案(内閣提

出第一二五五)

会社等臨時措置法等を廃止する政令

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一〇八号)(参議院送付)

○花村委員長 これより會議を開きま

す。

本日はまず会社等臨時措置法等を廢

止する政令の一部を改正する法律案を

議題といたします。本案に關する政府

委員の説明を求めます。吉田説明員。

○吉田説明員 会社等臨時措置法の規

定の中の若干の規定の効力を延長いた

します根拠をいたしまして、数字的な

根拠をあげて説明させていただきます。

株主千名以上の会社の数は、株主

千名以上の会社は、会社總数の約三

〇%であつたのであります。その当

時に比べて、現在は株主の数は約

三倍以上になつておる關係上、現在にお

きましては約三九%ぐらになつてお

ります。従つて会社總数十萬五千ぐら

いのうち、四萬千社ぐらゐる株主千名

以上の会社と推定されるのでありま

す。それから株主十萬人以上の会社の

おもなるものを拾つて見ますと、日本

發送電株式会社が十六萬九千九百九十

七、關東配電が十四萬三千九百十三、

中部配電が十萬三千五百六十九とい

うなことになるのであります。その他

株主五萬人以上となりまして、さらに

多くなると考えます。總体に株主は、

戰前に比べて増加してあります。

たとへば三井物産株式会社が、昭和

十一年當時二十九名であつたのが、現

在では一萬五千六百七十七、東京芝浦電

氣は二千八百六十六名が現在では五萬

八、日産化学工業は二千三百八十四名

であつたのが現在一萬一千四百四十九

名、日本曹達が四千四百四十二名であつた

のが現在四萬二千名、そういうような

ことになつております。

それから会社等臨時措置法の第三條

の規定を適用すると、しないによつ

て、費用がどれほど違うかということ

につきまして、これは大体日本發送電

株式会社が計算した数字であります。

が、その数字であります。その数字

をちよつと申し上げます。会社等臨時

措置法の適用を受けて、通常株主總會

を招集いたしますと、四十五萬円で大

体済みですが、この適用を受けなくて

商法の手続によつてこれを行います

と、約百六十三萬円になります。それ

に委任状をつけますと、二百五十九萬

円ぐらゐるのであります。それから

特別決議を開くといつたしますと、会

社等臨時措置法によつてやりますと、

四十八萬円ぐらゐるのであります。商法

の規定によつてやりますと四百四十

一萬円ぐらゐるのであります。以上

ちよつとつけ加えておきます。

○花村委員長 何か御質疑はございま

せんか。——本案は四月三十日でその

効力が消える關係上、急速を要しま

るので、他に御質疑がなければただち

に採決に入りたいと存じますが、御異

議ありませんか。

○花村委員長 御異議なしと認めま

す。討論はいかがいたしましたようか。

○省略と呼ぶ者あり

○花村委員長、それではこれより採決

を行います。本案に賛成の方の御起立

をお願いします。

○賛成者起立

○花村委員長 起立議員。よつて本案

は原案の通り確定いたしました。

本案に關する委員會報告書の作成に

ついては、委員長に御一任願います。

本日の他の日程は、本會議におきま

す下級裁判所の設立及び管轄區域に關

する法律の一部を改正する法律案、裁

判所法等の一部を改正する法律案の委

員長報告の終了後再開したいと存

じます。

それでは暫時休憩いたします。

午後一時三十一分休憩

午後四時二十七分開議

○花村委員長 休憩前に引續き會議を

開きます。

本日の日程に入ります前に御報告い

たしておきたいことがございます。昨

日の委員會におきまして、公聴會の開

會要求書を議長に提出したことに決

定いたしました。ただちに手続をいたしま

したところ、本日議長の承認がありま

したことを御報告いたしておきます。つ

きましては衆議院規則第七十七條によ

りまして、公聴會開會の決議をいた

し、その旨議長に報告いたさねばなり

ませんので、そのようにとりはから

たいと存じますが、御異議ありません

か。

○花村委員長 御異議なければ早速さ

ようとりはからいます。なお意見を聞

く議案は、司法試験法案、意見を聞く

問題は司法試験につき、公聴會開會日

時は五月九日月曜日十時よりいたし

たいと存じます。

なお口述人の選定に關しましては、

委員長理事に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

○花村委員長 御異議なければさ

うにとりはからいます。

○花村委員長、それではこれより本日

の日程に入ります。刑事訴訟法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

す。本案について御質疑はありません

か。

○花村委員長、それではこれより本日

の日程に入ります。刑事訴訟法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

す。本案について御質疑はありません

か。

○花村委員長、それではこれより本日

の日程に入ります。刑事訴訟法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

○大西(正)委員 実は私昨日御質問いたした点は、この刑事訴訟法の一部改正並びに刑法の一部改正の各法律案は、いずれも犯罪者予防更生法案と重要な関係があると考えております。刑事訴訟法の一部改正もその前提としての今の犯罪者予防更生法案、これが出来ないとならぬ審議ができません。そこでこの刑事訴訟法につきましても、本格的な御質問を申し上げるべきではないのであります。大体これに關連をしまして、従来の執行猶予になつたものは全体の執行猶予し得べき事件のうちどの程度のものが統計上現れておるか。そしてまたこれらの執行猶予となつたもののうちで、どの程度のものが執行猶予を取消されたか。この統計的な御説明を願ひたいと思ひます。

○山口(好)政府委員 ただいまの御質問、御意見ごとくともたと思つております。実はきょうこれから犯罪者予防更生法案及びその施行法案が提出いたされますので、その提案理由を御説明いたしたいと思つておるわけでございませう。それによつて刑事訴訟法の改正法案に対する関係も、刑法の改正に対する関係も明白に相なると思ひます。さう御了承を願ひたいと思ひます。

○大西(正)委員 それでは詳細な御説明はあとから伺うことにいたしますが、今さしたつて御質問申し上げました統計の点はいかがでございますか。

○岡咲政府委員 統計の点につきましては、もうしばらくお待ちいただきますと資料が参りますので、その資料に

つきましてお答え申し上げたいと思ひます。ただいま山口政務次官からお答へいたしました点でございませうが、この刑事訴訟法の中に保護観察に付する旨の言渡しに關する規定と、刑の執行猶予の取消しに關する規定が改正規定として加つております。お尋ねのように犯罪者予防更生法案と關係はございませうけれども、むしろ犯罪者予防更生法案よりも、本委員会において御審議を仰いでおります刑法の一部を改正する法律案の方がより深い關係がございませう。すなわち從來は懲役または禁錮につきまして執行猶予を言渡し、これは無條件に執行猶予を言渡し、言渡した次第でございませうが、このたびの改正によりまして、一定の遵守すべき事項を定めまして、執行猶予の期間中、執行猶予者を保護観察に付することができるといふ改正をいたしたわけでございまして、この改正刑法に基きます手続的の規定といたしまして、刑事訴訟法にたゞいま申しましたような旨の規定を設けた次第であります。犯罪者予防更生法案によりまして、刑の執行猶予を言渡しした場合に本人を保護観察に付するもので、刑法において認められたその保護観察に付せられた者に対する保護観察に關する規定がございまして、犯罪者予防更生法案との關係は、刑法との關係に比べますと、はるかに薄いと申し上げてよろしいのではないかと考えます。従いましてたといふ犯罪者予防更生法案が御審議を仰ぎまして多少の修正を受け、あるいは不幸にして法案の成立を見ないといふようなことがありまして、その場合には刑事訴訟法の保護観察に付することの規定が實質的に動か

なくなるだけでありまして、その意味におきまして、たゞこの刑事訴訟法の一部を改正する法律案を切離しまして御審議御決定を仰ぎまして、運用上にはどうも差支えない關係にあることを、つけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 それでは私の方から資料をお願いしたいのですが、新刑事訴訟法が実施されたのは御存じの通り今年の一月一日です。新刑事訴訟法で一番私たちが關心を持っておりますのは、被疑者に黙秘権を與へてゐることでありませうが、この被疑者の黙秘権の行使がどういふような実情にあるのか、また新刑事訴訟法の施行後の実績はどういふようになつておるか、この資料をお願いしたいと思ひます。もう一つは、実は私は直接裁判に携はりまして非常に遺憾に感じ、關心を持つた点であります。現在新刑事訴訟法と旧刑事訴訟法の事件が並行してやられておるのであります。そこで同じ裁判所が新刑事訴訟法の被告人と旧刑事訴訟法の被告人とを同時に取扱います。時間的に申しまして、前に新刑事訴訟法の被告人を調べ、そのあとに旧刑事訴訟法の被告人を調べて、そのあとに旧刑事訴訟法の被告人を調べ、これを事務官あたりからの口から出るものであります。この事件は旧刑事訴訟法でなく、新刑事訴訟法ならば當然無罪になる事件ですね、こういうふうなことを裁判所の事務官から聞くこともまだではないのであります。こうした新刑事訴訟法と旧刑事訴訟法の切りかえがうまくできておるかどうか、これに対する裁判所方面の報告がございましたら報告をいただきたいと思ひ

ます。と同時に、これに對しましてうまくやるように、皆さんの方から裁判所の方に指令でも出してございませう。これに對する結果報告なり、いつ出したかというふうな記録を御提出願ひたいと思ひます。

○花村委員 それでは大西、田嶋両君の要求する資料を至急御提出願ひたいことを希望しておきます。本案に關する質疑はこの程度にとどめ、他日に譲ることとしたします。

○花村委員 よつてさらに人權擁護委員法案、犯罪者予防更生法案、犯罪者予防更生法施行法案の三案を一括議題として政府より提案理由の御説明を求めます。山口政府委員。

目次

第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 更生保護委員会
第一節 委員会の設置及び組織(第三條—第十五條)
第二節 委員会の権限(第十六條—第十九條)

第三章 更生の措置
第一節 仮釈放(第二十條—第二十八條)
第二節 保護観察(第二十九條—第三十三條)
第三節 保護観察の終了等(第四十三條—第四十八條)

第四節 処分の審査(第四十九條)

第五節 雜則(第五十二條—第六十條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の關係事項の管理について公正妥當な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社會を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする。

第二條 すべて國民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に應じ、それぞれ應分の寄與をするように努めなければならない。

(定義)

第二條 この法律で「青少年」とは、十四歳以上で二十三歳に満たない者をいい、「成人」とは、二十三歳以上の者をいう。

第二章 更生保護委員会
第一節 委員会の設置及び組織

(委員会の設置)
第三條 この法律の目的を達成するため、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定により、法務府の外局として、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」といふ)を置き、中央委員会の地方支部として、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会(以下それぞれ「地方少年委員会」又は「地方成人委員会」といふ)を置く。

地方少年委員会及び地方成人委

員会の名称、位置及び管轄区域は、別表による。

(中央委員会の組織)

第四條 中央委員会は、委員五人で組織する。

2 前項の委員は、両議院の同意を経て、法務総裁が任命する。

3 中央委員会に、委員長一人を置く。委員長は、委員の中から法務総裁が命ずる。

(委員の資格)

第五條 中央委員会の委員は、特にその職務を遂行するに適當な教育、経験、学識及び人格を有する者でなければならない。

2 日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體に加入している者は、中央委員会の委員となることができない。

3 中央委員会の委員は、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の任期及び職務)

第六條 中央委員会の委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができ

3 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三章第七節(服務)の規定は、中央委員会の委員に準用する。

(委員の解任)

第七條 中央委員会の委員が、第五條第二項の規定に該当するに至つた場合には、法務総裁は、その委員を解任しなければならない。

2 中央委員会の委員の一人が、在任中に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その委員を解任する。

3 中央委員会の委員の二人以上が、同時に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その政党に属する委員が二人になるまで、新たなその政党に属するに至つた委員のうち相当と認める者を解任する。

4 中央委員会の委員が、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくは委員たるにふさわしくない非行をしたと認める場合においては、法務総裁は、これを解任することができる。

(中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ、有利な証拠を提出するに足る期間を與えられた後でなければ、解任されないこととはしない。その解任は、両議院の同意を経なければならない。)

第八條 中央委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が代理する。

(議決その他)

第九條 中央委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 中央委員会がその権能として行うことのできる調査、審問又は審理は、委員会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。

4 前項の指名を受け、調査、審問又は審理を行つた委員は、その調査、審問又は審理の結果を、意見を付けて、委員会に報告しなければならない。

(地方委員会の組織)

第十條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会は、委員三人で組織する。

2 前項の委員(以下「地方委員」という)は、人事院の定めるところにより、法務総裁が選考し、且つ、任命する。

3 各地方少年委員会及び各地方成人委員会に、それぞれ委員長一人を置く。委員長は、地方委員の中から法務総裁が命ずる。

(地方委員の資格)

第十一條 第五條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

2 地方委員は、各委員会につき、二人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(地方委員の任期)

第十二條 第六條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

(地方委員の解任)

第十三條 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、地方委員の一人が在任中に新たに政党に所属し、又は所屬の

政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その委員を解任する。

3 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、二人以上の地方委員が、同時に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その政党に属する地方委員が一人になるまで、新たにその政党に属するに至つた地方委員のうち相当と認める者を解任する。

(地方の委員長の職務)

第十四條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会の委員長は、中央委員会の委員長の指揮監督を受けて会務を総理し、委員会を代表する。

2 前項の委員長の職務は、委員長に事故があるときは、中央委員会の委員長があらかじめ定めておいた順序により、各委員会の地方委員が代理する。

(議決その他)

第十五條 第九條の規定は、地方少年委員会及び各地方成人委員会に準用する。

第二節 委員会の権限

(中央委員会の権限)

第十六條 中央委員会は、左の事項について権限を有し、その権限に属する事務をつかさどる。但し、第四号に掲げる事項は、この委員会の専權に属するものではない。

一 この法律で定める保護観察の制度を管理し、保護観察の調査

に關する一般方針を策定し、保護観察制度の改善について調査研究を行うこと。

二 仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律で定められた制限の範囲内で管理し、その実施に關する一般方針を策定し、これらの制度の改善について調査研究を行うこと。

三 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の実施並びにこれらに關する制度の改善について、調査研究を行い、これらの事項について、法務総裁に報告し、申出を行うこと。

四 犯罪の予防に關する適當な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の發達を促進し、援助すること。

五 地方少年委員会及び各地方成人委員会の運営を指導し、監督すること。

六 地方少年委員会及び各地方成人委員会のなした処分につき、この法律の定めるところにより、審査を行い、決定をなすこと。

七 中央委員会、地方少年委員会及び各地方成人委員会の人事、組織及び予算に關する事項を、この法律及び他の法律の制限の範囲内で管理すること。

八 犯罪者の素質、人格、行狀、環境、教化、輔導その他犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。

九 犯罪者の改善及び更生に關する業務に従事し、又は従事しようとする者を養成し、訓練する

こと。

十 その他この法律及び他の法律により中央委員会の権限に属せしめられた事項。

2 中央委員会は、國家行政組織法第十三條の規定に従い、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の内部規律並びに保護観察、仮出獄、仮出場、仮退院、恩赦の申出及び処分審査に関する事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。

3 中央委員会は、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の業務について、法務総裁を経、内閣に年報を提出しなければならない。

4 中央委員会は、第一項第四号及び第八号に掲げる調査研究の成果及び樹立した計画については、これを関係行政官廳、地方公共団体、学校、病院その他公私の機関の利用に供さなければならない。

5 中央委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、法務総裁を経、関係行政官廳、又はその他の行政官廳及び地方公共団体に対し、意見を述べ、又は勧告をすることができ、

(地方委員会の権限)

第十七條 地方少年委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

一 青少年について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施する。

二 青少年について、法令の定め

るところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。

三 その他この法律及び他の法律により地方少年委員会の権限に属せしめられた事項

2 地方成人委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

一 成人について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二 成人について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。

三 その他この法律及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項

3 地方少年委員会は青少年について、地方成人委員会は成人について、それぞれ、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八條及び第三十條にいう行政官廳として、仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄を取り消し、並びに仮出場を許す権限を有する。

4 地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため、世論を啓蒙指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに、努めなければならない。

(協力の要請)

第十八條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それ

ぞれ、その職務権限を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に対して、必要な援助及び協力を求めることができる。

(司法保護委員)

第十九條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察官で充分でないときは、司法保護委員をして、それぞれ、その指揮監督のもとに、その委員会の権限に属する事項に関する事務に従事させることができる。

第三節 事務局及びその職員

第二十條 中央委員会に、その所掌事務を遂行するため、國家行政組織法第七條第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の三部を置く。

事務局
少年部
成人部

2 総務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 人事、会計及び庶務に関する事務

二 恩赦の実施並びに恩赦、仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察に関する制度の調査審議に関する事務

三 犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する基礎資料及び方法の科学的な調査研究に関する事務

3 少年部においては、青少年の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観

察の実施に関する事務をつかさどる。

4 成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。

5 第一項の各部には、課を置くことができる。課の設置及び所掌事務の範囲は、委員長が定める。

(地方少年委員会の事務局)

第二十一條 地方少年委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方少年委員会に、その事務局として地方少年保護事務局を置き、地方少年保護事務局の事務を分掌させるため、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を置く。

2 地方少年保護事務局及び少年保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支部の所在地に、少年保護観察所の支部を置くことができる。

(地方成人委員会の事務局)

第二十二條 地方成人委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方成人委員会に、その事務局として地方成人保護事務局を置き、地方成人保護事務局の事務を分掌させるため、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を置く。

2 地方成人保護事務局及び成人保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支部の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。

(中央の事務局の長)

第二十五條 中央委員会の事務局に事務局長を置き、事務局の中から命ずる。事務局長は、委員長の指

示を受ける。事務局長は、委員長の指

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、地方裁判所の支部の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。

(職員)

第二十三條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の事務局に、事務官、調査官、保護観察官及びその他所掌の補助職員を置く。

2 事務官は、上官の命を受けて、一般の事務に従事する。

3 調査官は、上官の命を受けて、科学的調査研究に従事する。

4 保護観察官は、上官の命を受けて、保護観察、人格審査及び地方少年委員会又は地方成人委員会の権限に属する事項に関するその他の事務に従事する。

5 第一項に掲げる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の任用)

第二十四條 前條第一項の職員は、國家公務員法の規定により任用する。

2 調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び更生に關係のある科学について相当な専門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更生に関する事務、社会事業若しくは教育について相当な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相當する者の中から、任用しなければならない。

(中央の事務局の長)

第二十五條 中央委員会の事務局に事務局長を置き、事務局の中から命ずる。事務局長は、委員長の指

示を受ける。事務局長は、委員長の指

2. 各成人保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命する。所長は、地方成人保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の仕事について、これを指揮監督する。

第二十九條 地方少年委員會及び地
方成人委員會は、受刑者又は勞務
場に留置中の者について監獄の長
から、在院者について少年院の長
から、仮出獄、仮出場又は仮退院
の申請があつた場合には、仮出
獄、仮出場又は仮退院を許す旨又
は許さない旨の決定をするため、
委員と署名して、署理を行つた

又は仮退院の許可についての審判
を行う委員は、みづから本人に面
接し、本人の收容されている施設
の長又はその他の職員をこれに立
ち合わせ、その意見を聞かなけれ
ばならない。但し、本人の重病、
重傷又は危篤の場合には、この限
りでない。

第三十一條 地方少年委員会及び地

方成人委員会は、第二十九條第一項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を不相当と認めるときは、決定をもつて、同項の申請を棄却しなければならぬといふ。

員会は、第二十九條第一項又は第二項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

3. 地方少年委員会及び地方成人委

員会は、前項の規定により仮出獄又は仮退院を許すときは、同時に、中央委員会の規則の定める節限内で、その者が仮出獄又は仮退院の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

第三十二條 監獄又は少年院の長

院の期間及びその期間中遵守すべき事項を指示し、且つ、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならぬ。

（保護観察の対象及び期間）

第三十三條 左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

- 一 少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者
- 二 少年院からの仮退院を許されている者

三 仮出獄を許されている者

四 刑法第二十五條ノ二の規定により、遵守すべき事項を定めて刑の執行を猶予されている者

前項の規定は、保護観察の期間

赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第五十九條第一項、第二項若しくはこの法律の第四十八條第一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。

第三項第一号に掲げる者の保護

御察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護御察の期間は、二年とする。

第三十四條 保護観察は、保護管束に付されている者を、第二項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更生を図ることを目的とする。

第三十一條第三項若しくは第三十

八條第一項の規定により地方少年
委員會若しくは地方成人委員會が
定めた遵守事項又は刑法第二十五
條ノ二の規定により裁判所が定め
た遵守事項のほか、左に掲げる事
項を遵守しなければならない。

一定の住居に居住し、正業に

- 一 従事すること。
- 二 善行を保持すること。
- 三 犯罪性のある者又は素行不良

の者と交際しないこと。

四 住居を轉じ、又は長期の旅を
するとき、あらかじめ、保
護觀察を行う者の許可を求め

第三十五條 保護観察において行ふ

指導監督は、左に掲げる方法によ
る。

保護觀察に付されている者、
適當に接觸を保ち、つねにその
行狀を見守ること。

二、保護観察に付されている者に対し、前條第二項に規定する事

項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を與えること。

三、その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採る。

(補導援護の方法)

第三十六條 保護観察において行ふ補導援護は、左に掲げる方法による。

一 教養訓練の手段を助けること。

二 医療及び保護を得ることを助けること。

三 宿所を得ることを助けること。

四 職業を補導し、就職を助けること。

五 環境を改善し、調整すること。

六 更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること。

七 その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

二 前項の補導援護は、保護観察の目的を達成するために必要と認められる程度を越えて行ふことはできず、又、同項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ行ふことができない。

(保護観察をつかさどる機関)

第三十七條 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地(住居が定まらないときは、現在地とする)を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会がつかさどる。

二 地方少年委員会は、保護観察に付されている者が二十三歳に達し

た場合において、その者の保護観察を地方成人委員会に移送することが保護観察の目的に適合しないと認めるときは、決定をもつて、一年を越えない期間を限り、その移送をしないことができる。この場合においては、第十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察は、その期間、その地方少年委員会がつかさどるものとする。

(遵守事項の特定及び指示)

第三十八條 少年法第二十四條第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

二 地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約せねばならない。

三 第三十條第三項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

(実行機関)

第三十九條 保護観察において行ふ指導監督及び補導援護は、保護観察官又は司法保護委員をして行わせるものとする。

(應急の救護)

第四十條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察に付されている者が、負傷若しくは疾病のため又は適当な仮泊所、住居若

しくは職業がないため、更生を妨げられる虞がある場合には、その者が公共の衛生福祉その他の施設から医療、食事、宿泊、職業その他必要な救護を得るように、これを援護しなければならない。これらの施設は、その施設について定められた規則及び責任の範囲内で、利用されなければならない。

二 必要と思われる應急の救護が、前項の規定により得られない場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、その救護を行い、これに必要な費用を予算の範囲内で支拂うものとする。

(呼出、調査、質問)

第四十一條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、いつでも、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することができる。

二 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は司法保護委員をして、関係人について、必要な調査又は質問をさせることができる。

三 保護観察官又は司法保護委員が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(家庭裁判所への通告等)

第四十二條 地方少年委員会は、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者について、新たに同法第三條第一項第三号に掲げる事由があると認めるときは、本人が二十歳以上である場合におい

ても、家庭裁判所に通告することができる。

二 前項の規定により地方少年委員会の通告があつたときは、その通告された者は、少年法第二條第一項の規定にかかわらず同法の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

三 家庭裁判所は、前項の少年に対して少年法第二十四條第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、本人が二十三歳を越えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければならない。

四 前項の規定により保護観察の期間が定められた者については、第三十三條第三項の規定は適用しない。

第三節 保護観察の終了等

(仮退院者に対する措置)

第四十三條 二十三歳に満たない仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、その者を送致した裁判所に對し、本人が二十三歳に達するまで、一定の期間、これを少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をするることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十一條第三項の例による。

二 二十三歳以上の仮退院中の者について、少年院法第十一條第五項

の事由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、その者を送致した裁判所に對し、本人が二十六歳に達するまで、精神に著しい故障がある間、これを医療少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法第十一條第三項の例による。

(仮出獄の取消)

第四十四條 仮出獄の取消は、本人の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会が、決定をもつて、するものとする。

二 遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする仮出獄の取消の決定は、審理を経た後にしなければならない。

三 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中收監に関する規定は、仮出獄を取り消された者の收監について、適用があるものとする。

(仮出獄の停止)

第四十五條 仮出獄中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足る充分な理由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、仮出獄を停止する決定をすることができる。

二 前項の規定により仮出獄を停止する決定をした場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、審理のため、裁判官のあらかじめ発する引致状により、その者を引致させることができる。

3 前項の引致は、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。

4 第二項の引致状による引致は、司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察職員として行うものとする。

5 地方少年委員会又は地方成人委員会は、前項の規定により引致された者については、速かに審理を行い、引致後十日以内に、仮出獄を取り消す旨又は取り消さない旨の決定をしなければならない。

6 第二項の引致状により引致された者は、前項の期間中、監獄その他適当な施設に、留置することができる。但し、前項の期間中であつても留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

7 仮出獄の停止の処分は、仮出獄を取り消す旨若しくは取り消さない旨の決定があつたとき、又は引致後第五項の期間を経過したときは、その効力を失う。

8 仮出獄の停止の処分を受けて引致された者が、仮出獄を取り消されたときは、停止の処分から引致までの期間は、刑期に算入しない。

9 第六項の規定により留置された日数は、刑期に算入する。

10 第二項の引致状については、引致の性質に反しない限り、刑事訴訟法第二百條、第二百一條及び第二百三條第一項の規定を準用する。

(猶予の違反)
第四十六條 地方少年委員会又は地

方成人委員会は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由として、猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、その者の現在地又は最後の住所を管轄する地方裁判所に対応する檢察廳の檢察官に、これを通告しなければならない。

(退院の許可)

第四十七條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、少年院の在院者については少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも、在院中又は仮退院中の成績からみて、その退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

2 前項の規定により退院を許したときは、その証明書を本人に交付しなければならない。

(不定期刑の終了)

第四十八條 少年法第五十二條第一項及び第二項の規定により刑の言渡を受けた者につき、仮出獄中にその刑の短期が経過した場合において、保護観察中の成績から見て相当と認めるときは、同法第五十九條第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとする。その者が刑の短期が、仮出獄前に経過した場合においても、同様とする。

3 少年法第五十二條第一項及び第二項の規定により刑の言渡を受けた者につき、その刑の短期が経過した場合において、保護観察中の成績から見て相当と認めるときは、同法第五十九條第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとする。その者が刑の短期が、仮出獄前に経過した場合においても、同様とする。

二項の規定により刑の言渡を受け、その刑の短期が経過した者につき、監獄の長から刑の執行終了の申請があつた場合において、これを相当と認めるときは、青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとしなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定による決定をしたときは、申請をした監獄の長に、書面で、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定による決定を受けた者の刑期は、前項の通知が監獄に達した日に終了したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定により、刑の執行を受け終つたものとする決定をしたときは、その旨の証明書を本人に交付しなければならない。

第四節 処分の審査

(審査の請求)

第四十九條 地方少年委員会又は地方成人委員会が決定をもつてなした処分について、不服のある者は、処分の日から三十日以内に、中央委員会に対し、審査を請求することができる。

2 審査の請求は、中央委員会の規則で定める方式に従ひ、文書をもつてしなければならない。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。

(審査の手続)
第五十條 中央委員会は、審査の請

求が、所定の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定をもつて、これを却下しなければならない。

2 中央委員会は、審査の請求を受けたときは、前項の場合を除くほか、速かに審査を開始しなければならない。

3 審査を開始したときは、中央委員会は、直ちにこれを、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に通知し、且つ、関係の書類、記録及びこれに関する意見を、遅滞なく提出させなければならない。

4 中央委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、当該処分の執行の停止を命ずることができる。

(審査にもとづく処分)
第五十一條 審査の請求が理由のないときは、中央委員会は、決定をもつて、これを棄却しなければならない。

2 審査の請求を相当とするときは、中央委員会は、決定をもつて、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に対し、当該処分の取消又は変更を命じなければならない。

3 前二項の決定は、審査の請求を受理した日から六十日以内に行わなければならない。

(在監者及び在院者の環境調整)
第五十二條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、監獄又は少年院に收容されている者の社会復帰を

円滑にするため、必要があると認めるときは、保護観察官又は司法保護委員に、その者の家族その他の関係者を訪問させ、その者の境遇その他環境の状態の調整について、相談させることができる。

(刑執行停止中の者の保護)

第五十三條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、刑事訴訟法第四百八十八條又は第四百八十二條の規定により刑の執行を停止されている者について、檢察官の請求があるときは、その者に対し、適当と認める指導監督及び補導援護の措置を採ることが出来る。

2 第三十七條第一項、第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

(恩赦の申出)

第五十四條 中央委員会は、法務總裁に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする場合には、あらかじめ、本人の性格、行状、違法の行爲をする虞があるかどうか、本人に対する社会の感情その他関係のある事項について、調査をしなければならない。

2 在監中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出をする場合には、その者が、社会の安寧福祉をおびやかすことなく釈放されるに適するかどうかを、考慮しなければならない。

(関係人の呼出)
第五十五條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事

項の調査について必要があるときは、日時及び場所を指定して、関係人を呼び出し、審問をすることができる。

2 前項の呼出しに應じない者に対しては、更にこれを呼び出すことができる。

3 前項の規定により再度の呼出しを受けた者が、正当な理由がなくその呼出しに應じないときは、五千円以下の過料に処する。

(費用の支給)

第五十六條 前條の規定による呼出しに應じた者に対しては、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、正当の理由がなく証言を拒んだ者に対しては、この限りでない。

(記録、意見書等の請求)

第五十七條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

(記録の保管)

第五十八條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に關してなした申出、仮出獄、仮出場、仮退院、退院及び保護観察に關してなした決定並びに第四十八條の規定によりなした決定については、政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。

2 前項の記録は、閲覧を求める者があるときは、その閲覧に供さなければならない。但し、本人の更正を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことができる。

(黙秘権)

第五十九條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の職員又は職員であつた者は、他の法律の規定により証人として尋問を受けた場合において、本人の更正を妨げる虞があると認めるときは、その職務上知り得た事実で他人の秘密に關するものに限って、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く)その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、この限りでない。

(費用の徴収)

第六十條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十條第二項(第五十三條第二項において準用する場合を含む)の規定により支拂つた費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 政府は、前項の規定により、市町村長に対し費用の徴収を囑託した場合においては、その徴収金額

別表

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
関東地方少年保護委員会	東京 都	東京高等裁判所の管轄区域
関東地方成人保護委員会		
近畿地方少年保護委員会	大 阪 市	大阪高等裁判所の管轄区域
近畿地方成人保護委員会		
中部地方少年保護委員会	名 古 屋 市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中部地方成人保護委員会		
中国地方少年保護委員会	廣 島 市	広島高等裁判所の管轄区域
中国地方成人保護委員会		
九州地方少年保護委員会	福 岡 市	福岡高等裁判所の管轄区域
九州地方成人保護委員会		
東北地方少年保護委員会	仙 台 市	仙台高等裁判所の管轄区域
東北地方成人保護委員会		
北海道地方少年保護委員会	札幌 市	札幌高等裁判所の管轄区域
北海道地方成人保護委員会		
四國地方少年保護委員会	高 松 市	高松高等裁判所の管轄区域
四國地方成人保護委員会		

の百分の四に相当する金額を、その市町村(特別区を含む)に交付しなければならない。

附 則
この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

犯罪者予防更生法施行法案

第一條 中央更生保護委員会は、昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)第四條第一項の規定にかかわらず、委員三人で組

織する。

2 犯罪者予防更生法施行後最初に任命される中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員の任期は、同法第六條第一項及び第十二條の規定にかかわらず、各委員会につい

て、三人のうち一人は二年、一人は三年、一人は四年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、法務総裁が定める。
第二條 昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法第二十一條及び第二十二條の規定にかか

わらず、家庭裁判所の所在地に、少年保護観察所に替えて他の少年保護観察所の支部を置き、地方裁判所の所在地に、成人保護観察所に替えて他の成人保護観察所の支部を置くことができる。

第三條 昭和二十五年三月三十一日までは、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするための審理を行うに当つて、やむを得ない事由があるときは、犯罪者予防更生法第三十條の規定にかかわらず、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員は、本人に面接しないことができる。

2 前項の規定により委員が本人に面接しない場合においては、その委員は、本人が在監し、又は在院する監獄又は少年院の長に本人との面接を要請し、その面接の結果を報告させなければならない。

第四條 この法律施行前、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十四條第一項第一号の保護処分(旧少年法(大正十一年法律第四十二号)の規定により保護処分)に付され、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けたものとみなされた場合を含む。)を受け、現に観察中の者及び矯正院又は少年院からの仮退院を許され、現に仮退院中の者は、犯罪者予防更生法の規定により保護観察に付されたものとみなす。

第二類第五号

法務委員会議録 第十三号

昭和二十四年四月二十八日

前項と同様とする。

第五條 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号中「刑事被告人及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者を刑事被告人ノ引致狀ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」に改める。

第九條中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」と刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ引致狀ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」に改める。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 削除

第六條 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「檢察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出」を「中央更生保護委員会の申出」に改める。

第十三條中「檢察官に特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を送付し、これを本人に下付させなければならない。」を「特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を本人に下付しなければならない。」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七條 少年法の一部を次のように改正する。

第六十九條を削る。

第八條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。

第九條 少年審判所令(昭和二十三年政令第九十六号)は、廃止する。

第十條 この法律施行の際、現に少年審判所の職員に在る者(休職中のものを含む。)は、別に命令を發せられないときは、少年審判官及び少年保護司は保護観察官に、少年審判所書記は法務府事務官に、同級及び同俸給をもつて(休職中のものは休職のまま)それぞれ任ぜられたものとする。

2 前項の規定による任命は、臨時のものであつて、昭和二十四年八月三十一日限り、その効力を失うものとする。

第十一條 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 中央更正保護委員会の委員

第二條第一項及び第七條中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

別表第一「全國選挙管理委員会委員」を「全國選挙管理委員会委員」を「中央更生保護委員会委員」に改める。

附 則

この法律は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)施行の日(昭和二十四年七月一日)から施行する。

日(昭和二十四年七月一日)から施行する。

人権擁護委員法案

人権擁護委員会法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、國民に保障されている基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全國に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺憾なきを期することを目的とする。

(委員の使命)

第二條 人権擁護委員は、國民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の設置区域)

第三條 人権擁護委員は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に置くものとする。

(委員の定数)

第四條 人権擁護委員の定数は、全國を通じて二万人を越えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務總裁が定める。

3 第十六條第二項に規定する都道府縣の人権擁護委員協議会連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務總裁に意見を述べることができる。

(委員の性格)

第五條 人権擁護委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は適用されない。

(委員の推薦)

第六條 人権擁護委員は、法務總裁が委嘱する。

2 前項の法務總裁の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、都道府縣知事、当該都道府縣の区域内の弁護士会及び当該都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務總裁に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、廣く社會の輿情に通じ、人権擁護について理解のある社會事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、第四條第二項の規定により定められた定数の倍数の者を推薦しなければならない。

4 人権擁護委員の推薦及び委嘱に當つては、すべての國民は平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社會的身分、門地又は第七條第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて差別されてはならない。

5 法務總裁は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員

の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適當な措置を採らなければならない。

(委員の資格事項)

第七條 左の各号の一に該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 前号に該当する者を除く外、人権の侵犯に當る犯罪行為のあった者

四 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

五 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、當然失職する。

(委員の給與)

第八條 人権擁護委員には、給與を支給しないものとする。

第九條 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(委員の任期)

第九條 人権擁護委員の任期は、二年とする。

(委員の職務執行区域)

第十條 人権擁護委員は、その者を推薦した市町村長の管轄する区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外において

も、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第十一條 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

一 自由人権思想に関する啓蒙、及び宣傳をなすこと。

二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。

三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務府人権擁護局への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

五 その他人権の擁護に努めること。

(委員の服務)

第十二條 人権擁護委員は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

第十三條 人権擁護委員は、その職務を執行するに當つては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信條、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

第十四條 人権擁護委員は、その職務上の地位又はその職務の執行を政見又は政治的目的のために利用してはならない。

第十五條 人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、又はそのような事業を営

むことを目的とする会社その他の團體の役員となつてはならない。

(委員の監督)

第十四條 人権擁護委員は、職務に關して、法務總裁の指揮監督を受ける。

(委員の解職)

第十五條 法務總裁は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、関係都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞き、これを解職することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

第十四條 前項の規定による解職は、当該人権擁護委員に、解職の理由が説明され、且つ、弁明の機会が與えられた後でなければ行ふことができない。

(協議会及び同連合会)

第十六條 人権擁護委員は、法務總裁が各都道府縣の区域を數個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

第十七條 人権擁護委員協議会は、都道府縣ごとに人権擁護委員協議会連合会を組織する。

(協議会の任務)

第十七條 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。

三 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の發表をすること。

四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。

五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

第十八條 人権擁護委員協議会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を当該都道府縣人権擁護委員協議会連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第十八條 都道府縣人権擁護委員協議会連合会の任務は、左の通りとする。

一 人権擁護委員協議会の任務に關する連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。

三 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の發表をすること。

四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。

五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

第十九條 都道府縣人権擁護委員協議会連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務總裁に報告しなければならない。

(委員の表彰)

第十九條 法務總裁は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会又は都道府縣人権擁護委員協議会連合会が、職務上特別な功勞があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。

第二十條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、命令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 人権擁護委員令(昭和二十三年政令第六十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に人権擁護委員令による人権擁護委員の職にある者は、この法律の規定により人権擁護委員を委嘱されたものとみなし、その任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

4 法務總裁は、都道府縣人権擁護委員協議会連合会が組織せられるまで、本條第二項又は第十五條第一項の規定にかかわらず、都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞かずに、人権擁護委員の委嘱及び解職を行うことができる。

〇山口(好)政府委員「ただいま上程となりました人権擁護委員法案の提案理由について御説明申し上げます。申すまでもなく國民の基本的人權を擁護し、その伸張をはかることは、新憲法の高く掲ぐる目標であります。この憲法の目標を実現することは、実に

國家が担う最も基本的なる職務でありまして、これがために、今日まで種種さまざまなる施策がとられて参りました。この國民の基本的人權の擁護ということは、きわめて面の廣い問題でありまして、考えようによりますれば、國家のなす一切の施策は、これに直接間接に關係しているものであります。刑事訴訟法、少年法等の改正は、そのおもなるものの一つであります。が、これらの施策のほかは、御承知のごとく直接人權の擁護を目的とする國家の官廳組織として、人權擁護局が當應に設けられてゐるのであります。

人權擁護局は、官公吏または一人より個人の基本的人權が侵犯された場合、その救済のために適切な措置をとることを職務とするものであります。その局のもとに法務廳設置法第十三條に基き、昭和二十四年政令第六十八号により、全國に百五十人の人權擁護委員を設け、同局の人權擁護の事務を補助せしむることとしたのであります。この委員はすでにおおむね発令を了し、活動していただいでいるのであります。しかるに今回の法務廳設置法の一部を改正する法律案においては、國家行政組織法との關係上、現行の第十三條を削除することになりまして、人權擁護委員については、せひともその設置の根拠に関する法律を新たに制定することが必要となつたのであります。この理由のほかは、何分にも人權擁護という事務は、全國津浦々にわたつて存在し、かつきわめて種類の多いものでありますから、わずかに百五十人の委員をもつてしては、十分にその目的を果すことはできません。そこでこれを相當數増加し、

全國にわたつて、あまねく設置し得るようになすことが必要と思はれるのであります。その上人權擁護委員の事務は、人權侵犯事件の調査、勧告その他その救済につき必要な措置を講ずることでありまして、これを法律上明確に定めて委員の職務内容を明らかにするとともに、その遵守すべき義務を定め、その運用に遺憾なきを期する必要があるものであります。これが本法案を提出する理由であります。

法案の内容について概略的に申し上げれば、法案は委員の設置区域、選任、定員、職務、任期、服務上の注意、その監督、解職及び人權擁護委員協議會、都道府縣同連合會その他所事項について規定を設けております。その重要な規定について簡単に御説明すれば、この委員はその職務にかんがみ、各市町村の区域ごとに置くこととし、その数は全國を通じて二千人を越えない範圍で、法務總裁が定めるものといたしました。その選任は市町村長が、その市町村議會の意見を聞いて推薦した定員の倍數の者の中から、法務總裁が都道府縣知事、弁護士會等の意見を聞いて委嘱することにしたのであります。

この委員の性格について最も問題となるのは、これが國家公務員に属するやいなやの点であります。この点について法案は、委員には國家公務員法は適用されないといふこととしたのであります。これはこの委員は、實社会に活動しておられる方々にお願ひし、その日常の仕事のかたわら、これとともにやつていただくことになりましますから、これに國家公務員法を適用することとは、相當でないと考えたからであります。

ます。しかし國家公務員法の適用はありませんが、委員は刑法上はもとより公務員であり、瀆職罪、公務執行妨害罪等の各関係刑罰の適用があるものと解します。委員は給與の支給は受けませんが、實際の費用の弁償は求めることができます。委員の任期は二年であり、その職務は自由人權思想の啓蒙宣傳、人權侵犯事件の調査、その他人權擁護局の事務を補助せしむるとともに、また独立的にその種のことをなすことでもあります。

委員の服務上問題となりますのは、それと政治上その他の社会的活動の關係でありまします。この点については、委員はその職務上の地位またはその職務の執行を、政黨または政治目的のため利用してはならない。またその職務を公正に行うのにふさわしくない事業に關係してはならないといふことに規定いたしました。委員はもとより法務總裁の監督を受けることとし、法務總裁は、委員が職務上の義務に違反した等の場合は、本人の弁明を聞き、人權擁護委員協議會連合會の意見を聞いて解職し得ることとしたのであります。

委員の事務の調整、連絡、研究その他必要なることを行うために、大體從來の郡單位に人權擁護委員協議會を設け、さらに都道府縣ごとに、その協議會の連合會を設け、人權擁護活動の活性化と組織化をはかりました。これらの會の内部組織については命令で定めることとしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次に犯罪者予防更生法案の提案理由について、御説明申し上げます。

最近犯罪が激増し、そのため國民の生活が脅かされ、國家再建の障害となつてゐることは御承知の通りであります。一方刑務所その他の矯正施設は、極度の過剰拘禁の状態にあり、そのため多數の犯罪者が社会放出せられ、しかもこれに対する保護監督の制度が整つていないので、これらの者は常習犯罪者の群に轉落して、社会不安を増大しつゝあるのであります。しかしながら、犯罪者をことごとく刑務所その他の矯正施設に收容することは、財政的に收容費、増築費その他の莫大な國費を必要とするのみならず、再犯防止の効果から見ても決して良策と申すことはできないのであります。そこで

現下の犯罪対策といたしましては、財政上及び効率的の見地から、犯罪者を社会において保護監督し、これによつてその更正を促し、再犯を防止することとに重點を置かなければならぬのであります。ここに犯罪者予防更生制度を確立する必要があるものであります。すなわち保護觀察を中心とする犯罪者予防更生法の制定施行は、刑の執行給予、行刑、仮出獄並びに少年保護の各制度の欠陥を是正し、現下の社会不安を緩和して、國家再建の要件を確立するため必須緊急の要務であると存じます。

この法案の目的といたしましては、具体的に申しますと、まず第一に保護觀察の實施によりまして、犯罪をした者の改善及び更生を助けること、第二に恩赦の適正な運用をはかること、第三に社会正義及び犯罪予防の見地から、仮釈放、刑の執行給予その他の關係制度の公正妥當な運用をはかること、最後に犯罪予防の活動を助長することでありまして、この四つを目標として犯罪を鎮圧し、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進するため、犯罪対策を確立せんとするものであります。

〔委員長退席、高木（松）委員長代理席〕

その機關といたしましては、中央に法務府の外局として中央更生保護委員會を置き、この中央更生保護委員會の地方支分部局として、各高等裁判所の所在地に、それ／＼地方少年保護委員會及び地方成人保護委員會を置き、各委員會にはそれ／＼事務局を付置することになつております。現在の法務廳の成人矯正局、少年矯正局及び検務局の事務局に吸収せられることになつております。なお地方の實施機關といたしましては、さらに各地方裁判所の所在地に少年保護觀察所及び成人保護觀察所を置くのであります。これは現在の少年審判所——これは家庭裁判所の設置後、暫定的に存続している少年保護機關でありまして、各地方裁判所の所在地に本所または支所がありまします。この少年審判所と、現在各地方檢察廳の所在地にありましますところの司法保護委員會とにそれ／＼かわるものであります。すなわち現在の少年審判所は少年保護觀察所になり、現在の司法保護委員會は成人保護觀察所となる構想であります。

保護觀察に付さるべき者は、少年法により家庭裁判所から送致せられた者、少年院（旧法の矯正院）から仮退院中の者、仮出獄中の者及び刑の執行給予の言ひ渡しと同時に保護觀察に付する旨の言ひ渡しを受けた者の四種類で

あります。保護観察におきましては、

本人に対して遵守事項を定め、これを指導監督し、かつ必要な補導援助を與えることになつております。もし本人がその遵守事項を遵守しなかつた場合には、仮出獄及び刑の執行猶予の処分は取消すこともできるようにいたしまして、本人の更正を確保することといたしております。仮出獄及び仮退院の審査及び許可につきましては、本人の更生のためにも、社会の保護のためにも、慎重を期する必要があるもので、これについては特に各地方委員会が慎重に行うことになつております。なおこの保護観察の制度を確立しますためには、刑法、刑事訴訟法及び監獄法の関係事項について改正を加える必要がありますので、これについては別途御審議を願うことになつております。

次に恩赦に関する事項であります。恩赦法による恩赦が公正に行われるのみならず、本人の更生を促進する見地からも、適正に行われるようにすることを目的といたしまして、中央更生保護委員会は、恩赦の実施及び恩赦制度の改善について常に調査研究を行っているものとし、個別的な恩赦の申立に関する事務も、この委員会が行うことといたしております。

最後に犯罪予防活動の助長であります。ただいま御説明申し上げました保護観察その他の更生の措置も、もとより犯罪防止の目的をもつて行うものでありますけれども、さらに一般的に犯罪者の発生を予防するため、科学的な調査研究を行い、世論を啓蒙指導する等、必要な事項についてもこの法律案によつてその具体化を期しているとこ

ろであります。以上申し上げましたように、この法律案は、現下の犯罪問題解決のため必要な措置に関する重要な規定を含んでゐるものであります。犯罪対策の確立上重要な意義を有するものと信じている次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次に犯罪者予防更生法施行法案の提案理由について御説明申し上げます。

ただいま上程されました犯罪者予防更生法案が成立しました場合、これを施行するにつぎましては、その運用の適正をはかるために、同法中二、三の事項について経過的規定を設けるとともに、関係の深い法令について若干の改正を行う必要がありますので、それらの事項をとりまとめまして、犯罪者予防更生法施行法案として提案いたします次第であります。

この施行法案の内容について申し上げますと、第一は、予算上の観点からの暫定的措置であります。犯罪者予防更生法案によれば、同法の施行は本年七月一日からであります。本年度におきましては、同法に規定する中央更生保護委員会の委員の定数を同法の規定の通り五人とすること、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を設置し、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を設置すること、並びに仮出獄または仮退院を許す場合は、地方少年保護委員会または地方成人保護委員会

の委員が個々に面接をすることは、いづれも予算の関係上実施困難な事情がありますので、この施行法案において、これらの事項について昭和二十五年三月三十一日までを限り、同法の趣旨に沿いつつ別途適当な措置を講ずることとしたのであります。

第二は委員の任期に関する点であります。犯罪者予防更生法案によりますと、中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員の任期は、いづれも五年となつておりますが、任期満了の場合に、全部の委員が同時に更新することは委員会

の円滑な運営に支障を生ずるおそれがありますので、これを防止するため、同法施行後最初に任命される委員については、その任期に長短の差を設けることとしたのであります。

第三は保護観察の対象に関する規定であります。犯罪者予防更生法施行の際に、従来から少年法の規定により観察中の者、仮退院中の者、仮出獄中の者等に対しては、保護観察を行うことが相当と考えられますので、施行法案ではその趣旨の規定を設けたのであります。

第四は関係法律の改正であります。犯罪者予防更生法の施行に伴ひまして、刑法、刑事訴訟法、監獄法、恩赦法、少年法、少年院法及び特別職の職員の特給等に関する法律の一部改正を必要とするのであります。このうち刑法と刑事訴訟法の改正はそれ／＼別の法案によることとしたしまして、この施行法案においては監獄法、恩赦法、少年法、少年院法及び特別職の職員の俸給等に関する法律のそれ／＼一部を改正する規定を設けました。このうち少年法及び少年院法の改正は、いづれも犯罪者予防更生法が施行されるまでの間のために暫定的に設けられていた規定を削除するものであります。

第五は犯罪者予防更生法の施行と同時

に、現存の少年審判所を廃止し、その廃止の際少年審判所の職員に就任する者が、ただちに新法のもとにおける職務に従事し得るようになる規定を設けたこととあります。

以上申し上げましたように、この施行法案は、犯罪者予防更生法を円滑に施行し、同法の目的を達成するため、必要欠くべからざる規定を設けたものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを希望いたします。

○高木公幹委員長代理 それでは刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法案、同施行法案を一括議題として質疑に入りたいと思ひます。質疑の通告がありましたからこれを許します。大西委員。

○大西(正)委員 この犯罪者予防更生法と申しますのは、虞犯少年は対象に含んでおりませんでしょうか。

○岡咲政府委員 大西委員のお尋ねに對してお答えいたします。犯罪者予防更生法案の第三十三條によりますと、保護観察の対象となるべき人々の規定がございまして、その第一項の第一号により「少年法第二十四條第一項の第一号の保護処分を受けた者」というのがございまして、少年法の適用によりまして、虞犯少年について保護処分をなされる範囲におきましては、虞犯少年につきましても保護観察に付することができ、かように御了承願ひたいと思ひます。

○大西(正)委員 それではこの法文の字句になるわけですが、第一條には「この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、云々とあるようであります。が、これは形の上かも知れませんが、これと矛盾するようになりませんか。

○岡咲政府委員 ごもつともなお尋ねであります。第一條の表現によりまして「犯罪をした者の改善及び更生を助け」となつておりますので虞犯少年に對して保護観察に付するということとは、第一條の規定のわづらひするものでないかというお尋ねでございますが、虞犯少年と申しましては、實際の取扱いを見ますと、全然犯罪を犯したこともないという少年が保護処分を付せられることはきわめてまれでございます。第一條の表現として

は多少不正確のそりはありますけれども、虞犯少年に對しても保護観察に付することができ、ということを除外的規定はございせんので、さう御了承を得たいと存じます。

○大西(正)委員 それではただいまのお答えによりますと、そういう虞犯少年で全然犯罪を犯したとない者はまだだ。しうして第一條のこの目的は結局虞犯少年も含んでおる、さういふ意味に了解しておるという御言葉であります。これはしかしながら事実がさうであるということとは別問題といたしまして、明らかに犯罪をした者といふことは矛盾だらうと思ひますが、この際さういふことをおつしやらずに、明らかに御訂正なさつたらいかうございせんか。なさるのがまた至当ではないかと思ひます。

○岡咲政府委員 大西委員の御意見もつとも存じますが、第一條はこの法律の根本の目的を示したもので、この表現でも必ずしもはなだしく不適当

ではないのかと考えております。

○大西(正)委員 それでは政府の方では、これはもう政府としてはみずから御修正にはならないというわけですか。

○岡咲政府委員 さよう心得ております。

○大西(正)委員 この予防更生法案は今提出しましたので、十分検討いたしておりませんからこれくらいにいたします。

○猪俣委員 議事進行について……

今犯罪者予防更生法、刑事訴訟法、刑法の改正を審議するというのですが、この犯罪者予防更生法案というのは今ここで配られたものである。今配つて今審議せよといつてもそれはむりじやないですか。大体司法次官もおいでになつておりますが、どういふ事情か知らぬが、二十一日までの会期に一つも出ない。延長になつたからよいようなものだが、今になつてどつと法律案を配られても、われ／＼は目を通すこともできない。何人がこれを全部研究できますか。そうしてどん／＼上げろといふことは、これは悪意に解釈すると、政府は目のまわるようなことをやつて、いいかげんに通してしまおうというようにも解釈せざるを得ない。こういうことでは法務委員会の権威にもかかわる。だからどういふ理由でこういう法律案がどつと出されて來たのか、どうしても審議を急がなければならぬ理由があるかどうか。しかも予防更生法案というものが根底になりますから、これの審議をしてからでなければ、ほかの審議に移ることは法案審議の順序としてははだ不適当である

と思うのであります。この点について委員長はしかるべくお取扱いを願いたい。

○高木(松)委員長代理 それではこの程度で質疑を打切つて、次会に質疑を続行することにいたします。

○高木(松)委員長代理 なおこの際お諮りしたいことがございます。委員会において調査いたしております少年犯罪に関する事項の調査のために、委員を派遣したいと存じまするので、衆議院規則五十五條によりまして、委員派遣の承認の要求を議長に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木(松)委員長代理 御異議がなければさよう決定いたします。そういたしますと、派遣の目的、派遣委員の氏名、派遣の期間、派遣の地名等に関しましては、委員長及び理事に御一任願いたいと思いますが、いかがでありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木(松)委員長代理 それでは本日はこれで散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後五時十一分散会

〔参 照〕

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年五月二十八日印刷

昭和二十四年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局